

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第1項に基づく 「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第1項に基づき、大臣管理漁業である近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業の採捕の数量を公表します。

平成30年5月22日
農 林 水 産 大 臣

1. 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ (30kg以上の大型魚)
2. 管理期間
平成30年1月から12月まで
3. 対象となる大臣管理漁業の種類
近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業 (以下、「近海かつお・まぐろ漁業等」という)
4. 近海かつお・まぐろ漁業等の大臣管理量に対する採捕の数量の割合
92パーセント (A/B)

(※近海かつお・まぐろ漁業等による採捕の数量：153.4トン (A)
近海かつお・まぐろ漁業等の大臣管理量：167トン (B))

5. 近海かつお・まぐろ漁業等の漁業者が通常採捕を行うとした場合に近海かつお・まぐろ漁業等の大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期

平成30年5月末頃

(考え方)

- ・直近の採捕状況から見込まれる1日あたりの採捕数量
1.0トン/日…①
- ・残枠
167トン-153.4トン=13.6トン…②
- ・超過にかかる日数
②÷① ≒ 14日
- ・従って、数量集計日(5月17日)のおよそ2週間後に超過の見込み